地域連携薬局　認定基準適合表　別紙（　　）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第10条の２第３項第７号又は第８号に該当する薬剤師一覧

薬剤師の氏名	薬剤師 免許番号	週当たりの 勤務時間 （※１）	←32時間未満の場合、 育児、介護等による 所定労働時間の短縮 の有無（※１）	←有の場合、 週当たりの 勤務日数 （※１）	常勤・非常勤 の別	当該薬局における 勤務開始日	勤務開始日以降に 産前産後休暇等を 取得していた期間 （月数）（※２）	申請の前月までの１年 以上の勤務実績の有無	地域包括ケアシステムに 関する研修修了の有無

※１　勤務する薬剤師（管理薬剤師を除く）が、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）に基づき所定労働時間が短縮されている場合は、週24時間以上かつ週４日以上の勤務であれば常勤として取り扱います。

※２　常勤として勤務している薬剤師が、在籍期間中に労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づく産前休業若しくは産後休業又は育児・介護休業法に基づく育児休業若しくは介護休業を取得した場合は、当該休業期間を除いた期間に１年以上常勤として勤務していれば、当該規定の対象となる薬剤師として取り扱います。